

食品安全性リスク評価の役割に関する原則について⁴⁵

1. コーデックスの決定および勧告における健康と安全性の諸側面は、状況に応じたリスク評価に基づくものでなければならない。
2. 食品安全性リスク評価は、確かな科学的根拠に基づき、リスク評価プロセスの4つのステップを採り入れ、透明性の高い方法によって考証されなければならない。
3. リスク評価とリスク管理は機能的に分離すべきであるが、実用的アプローチをとるには、ある程度両者の相互作用が必要不可欠であることも認識すべきである。
4. リスク評価にあたっては、入手可能な定量的情報を最大限利用すべきであり、容易に理解できる有用な形でリスクのもつ特徴を提示すべきである。

⁴⁵ 1997年の第22回総会における決定。

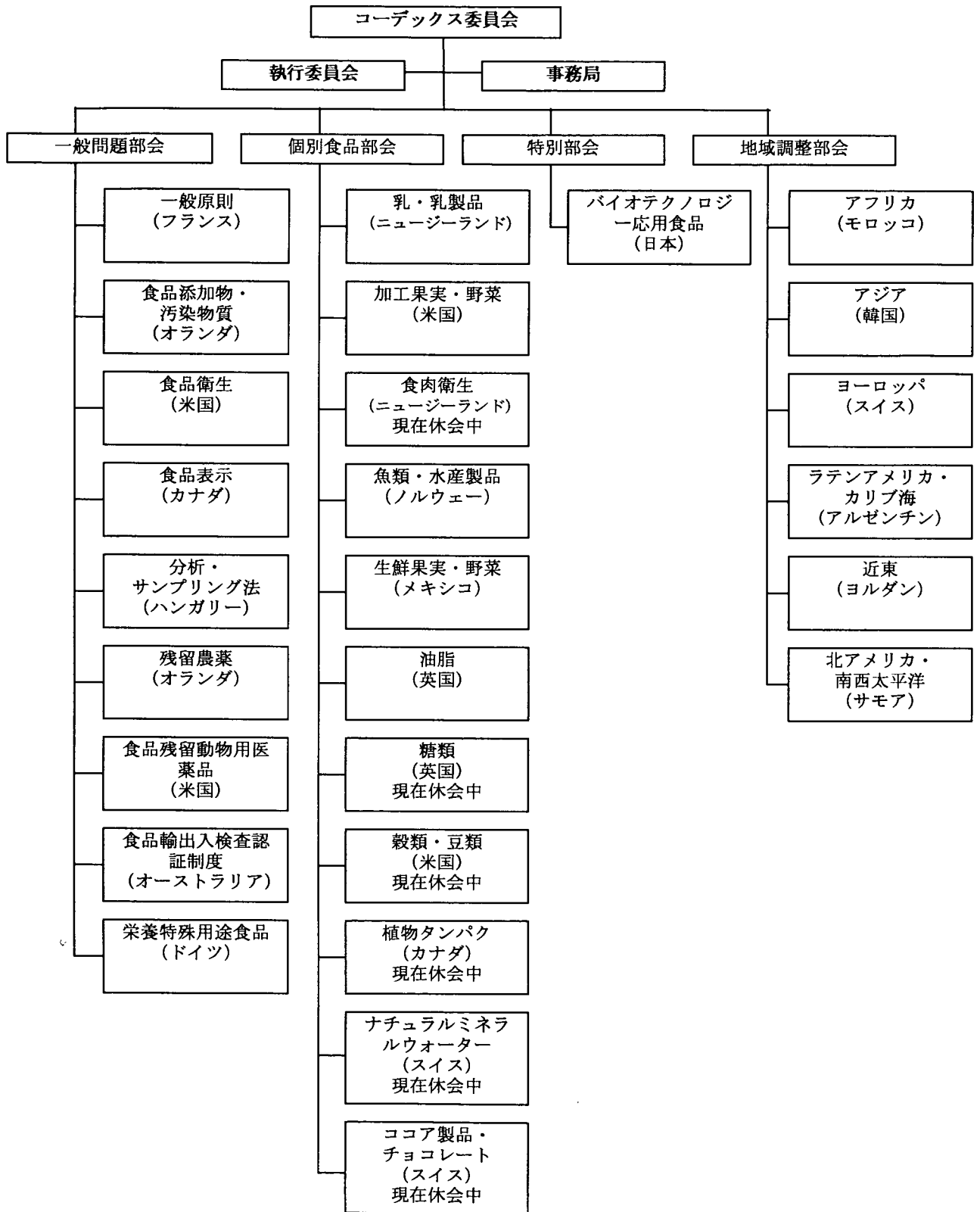
コンセンサスを促す手段⁴⁶

規格の採択や修正を行う際はコンセンサスによる合意を得るためのあらゆる努力をすべきであり、コーデックス委員会では、コンセンサスを促すために以下のような手段が推奨される。

- 現今のデータから十分な科学的根拠が得られない場合には、そのステップでの提案の提出を見合わせ、異論の多い問題を明確にするために、必要に応じてさらに詳細な研究を実施する。
- 関係部会の会合で問題を徹底的に討議し、考証を行う。
- 意見の不一致が生じた場合には、関係当事者同士による非公式の会合を開く。ただしこれには、当該部会がかかる会合の目的を明確に定義し、また透明性を確保するために、問題に関係するすべての代表団およびオブザーバーが自由に会合に参加できることが必要である。
- コンセンサスを得るに至らなかった問題を除外するために、可能であれば、規格策定に向けて検討している対象範囲を定義し直す。
- 関係するすべての事柄を考慮し、適度の妥協が成立するまでは、問題を次のステップに進めないことにする。
- 技術レベルでコンセンサスが得られないうちは、問題をコーデックス委員会に回すべきではないという点を、各部会とその議長に対して強調する。
- 途上国の関与と参画を促す。

⁴⁶ 2003年の第26回総会における決定。

FAO/WHO 合同食品規格計画



分担研究報告書

1. 食品安全に関するリスク評価・リスクコミュニケーションの
国際比較と運用のあり方に関する研究

分担研究者 関 澤 純

厚生労働科学研究費補助金（食品の安全性高度化推進研究事業）

分担研究報告書

食品安全に関わるリスク評価・リスクコミュニケーションの

国際比較と運用のあり方に関する研究

分担研究者 関澤 純 徳島大学総合科学部

研究要旨 国際食品規格（コーデックス）対応を含む国際協調のあり方に関し国内外の食品安全関係者と意見交換を行い、食品安全情報の提供と関係者の意見集約のあり方について整理した。農薬のポジティブリスト化が施行されたことから、この問題への欧州連合の対応と国内の反響を調査し今後の国内外での対応の参考をまとめた。以下成果を要約する。

- (1) コーデックス事務局に各国のコーデックス協力のあり方および、コーデックスへの理解推進の手法につきヒアリングし、わが国の対応の改善方向を検討した。英国食品基準庁とオランダ食品消費者製品庁のコーデックス担当官および食品安全行政担当官と、コーデックス対応、国内での情報提供と意見集約手法につき協議し、参考意見を得た。
- (2) 国内の食品安全行政関係者および食品業界関係者にコーデックスと輸入食品検査体制など国際的な食品安全をめぐる調和推進につき、意見を聴取した。農薬のリスク評価とポジティブリスト化をめぐる欧州連合の対応を調査し、ポジティブリスト化をめぐる国内外の反響に関し情報収集と調査を行い結果をまとめた。
- (3) 欧州リスク研究学会およびアメリカリスク研究学会で、食品安全とリスクコミュニケーション関連の発表について調査した。

A. 研究目的

わが国の食品安全に関わるリスク評価・リスクコミュニケーションにつき、国内外の食品安全関係者の協力を得て最新の国際動向を踏まえ実証的に検証しつつ広範な視野から検討し、成果をとりまとめる。具体的な課題として以下を行う。

- (1) リスク評価について国際動向の調査
- (2) 国内外のリスクコミュニケーションを含むリスク対応のあり方についての調査
- (3) 国内の食の安全関係者との連携した意見調査と結果の解析

B. 研究方法

- (1) 国際食品規格事務局長に各国の国際食品規格（コーデックス）への協力のあり方、コーデックスへの理解を推進するための手法についてヒアリングを行い討議した。欧州連合加盟国におけるコーデックスへの対応と、国内での情報提供と国内意見の反映のあり方を英国食品基準庁およびオランダ食品消費者製品庁のコーデックス担当官および食品安全行政担当官から聴取し協議を行った。
- (2) NPO 法人食品保健科学情報協議会に輸入食品検査体制とコーデックスへの国内対応について分析と国内関係者の意見聴取を、有限会社イカルスジャパンには農薬のポジティブリスト

化をめぐる欧州連合での対応について、日本リスク研究学会食の安全とリスク研究部会には農薬のポジティブリスト化をめぐる国内外の反響に関して、情報収集を含む調査協力を委託し結果をまとめた。

- (3) 欧州リスク研究学会（2006年9月）で、食習慣や文化的な背景と食品安全のリスク認知の関係の検討の予備研究の発表をするとともに、関連研究者と討議した。アメリカリスク研究学会（2006年12月）における食品安全とリスクコミュニケーションの発表について調査した。欧州食品安全庁のコミュニケーション担当官 Dr Anne-Laure Gassin と討議した（2006年8月）。

C. 研究結果

- (1) 国際食品規格事務局および欧州の先進国の食品安全行政担当者へのヒアリング調査結果（2006年9月）

「国際食品規格」事務局に、(i)各国の Codex Contact Office と日本の Codex Contact Office の違い、およびわが国の Codex への協力のあり方、(ii) Codex Procedure Manual, Codex Training Package の国内での翻訳・出版の可能性、(iii) 残留農薬のポジティブリスト化と Codex で基準化されていない Commodity/

Pesticide への一律基準適用によるインパクトについて、ヒアリング調査を実施し以下の回答を得た。

- (i) 日本の場合、食品安全担当官庁と Codex 国内対応窓口が異なるので省間の連携が重要と考える。会議には同じ方が継続し出席し、日本の拠出金は WHO の 21% で米国の 25% に次ぎ多いので、拠出金額に見合って多く発言し他国を巻き込む活動を展開しその存在を高める。このために国際的な場で活躍できる人材を養成し、またその専門性を評価する国内システムの確立が必要ではないか。
- (ii) Codex Procedure Manual 改定版が 11 月に出る。Understand -ing the Codex Alimentarius (revised and updated, FAO/WHO, 2005) について翻訳の予定は聞いてない。
- (iii) 残留農薬のポジティブリスト制については新たな方向として情報を公開し認識を広める必要がある。英国食品基準庁(Food Standard Agency)でのコーデックス担当者のヒアリング(2006年9月)では、(i) Codex など国際的な食品安全の活動や政策・勧告の情報 の提供と普及の取組み、(ii) 国内の種々の利害関係者の情報や意見を聴取方法、(iii) Codex の要求に対する自国の政策の主張を展開する方法
- (iv) 国内の利害関係者対応の取組みや情報提供上の留意点の実際などにつき質問した。
これに対し、
 - (i) 英国の Codex 対応は EU メンバー一員として制約がある。EU メンバーとして EU Law と Commission Directive に基づき EU Codex Office と協議して行動する。
 - (ii) Policy Decision は Board member 会議(毎月)で詳細に討議、内容は website 上の「About us」から知ることができる。
 - (iii) National Delegation member は経験を積んでおり情報が英語で提供されるのであらためて訓練をすることは要しない。
 - (iv) 国内ではステークホルダーと種々の関係を保っている。ステークホルダーは生産者(農業畜産団体)、食品産業界(食品加工、卸売、小売)や消費者団体ほかのメンバーでほぼ適切な代表性を持ち、Codex 対応について内部で訓練され経験を持った人が National Codex Committee のメンバーとなっている。通常は Regular Bulletin により Codex Committee の情報を詳しく報告している。Food Hygiene や Animal Feed など 9 の Advisory Committee で英国のステークホルダーとして意見を提出する。FSA は Science first、Practicability next とし、内部の科学的な訓練に力を注いでいる。
 - (iv) 外部公表関係では報道関係出身者などからなる 15 名のメンバーがおり 7 名のメンバーがプレスリ

ースの草案を書き、8 名はプレスワークに従事しチェックしているとの回答があった。

オランダ食品消費者製品庁では、同国のコーデックス担当者に英国と同じ質問をし、以下の回答があった。

- (i) 数年前より EU が Codex member となってから、EU member として行動するようになってきていることは英国と同様である。国内では食品に関し Meat と他の Food hygiene を統合する動きがある。
 - (ii) 商品法に基づく Advisory Committee が広く機能している。オランダ語サイト(翻訳済み)に詳しいが、保健、農業、商業省および労働団体、消費者団体の代表が出席、年 3~4 回定期的に会合することを 20 年以上前から行っている。
 - (iii) National Codex Committee は農業省が主催するが、この他に食品安全を扱う stakeholder meeting があり規制に関連して適時開かれる。会議メンバーには 30~50 の産業界団体などがリストしてあり主題により関係分野の代表者(10 人くらいの主要メンバー)を自主的に選び出席する。会議の世話は senior person が secretary と一緒に行く。
 - (iv) Media との関係で特別な指針はないが Crisis communication では”mind for crisis”として emergency preparedness の参考資料 を作成し行政内部の訓練をしている。初めの 24 時間が大切で、incidents の review や、年 1~2 回の training session がある。ベルギー鶏餌のダイオキシン汚染や 1996 年には BSE crisis のためダイオキシンや BSE に厳しい対応をとり、同年オランダは大豆の GM Food を許可した。残留農薬にはやはり抵抗感が大きい。”Moving forward with caution”が立場である。
 - (v) フランス、イタリアでは quality、taste、原産地に敏感だがオランダには世界中の食品が入っており、市民はむしろ価格と量目に関心が高いと思われるなどの回答があり。国民によるリスク認知と食品安全対応の違いの背景をうかがわせた。
- (2) 国際食品規格および国際的な食品安全をめぐる調和推進について国内対応のあり方の調査結果
- (i) 食品保健科学情報交流協議会委託調査から「輸入食品検査の現状と方向性について」のワークショップを開催し、厚生労働省輸入食品安全対策室による「CODEX のリスクに基づく輸入食品検査の原則とガイドラインとわが国における輸入食品検査の現状」の講演を実施し、「輸入食品の安全確保について」輸入業者の取組み・消費者の意見・今後の検討課題についての意見交換を行った。平行して「輸入食品検査および農薬ポジティブリスト施行の影響と対応意見」のアンケートを実施した(添付資料I)。

意見交換では、海外取引先への情報提供に「食品衛生規則等に関する英語版情報」検索、遵法管理のために輸入停止した事例情報の収集、「輸入食品監視業務HP」上でどの国のどの食材にリスクが高いか等の原産地域の特定情報や加工工場・集荷地名等の情報開示、モニタリング検査の期間、検査項目の具体的表示と検査項目数などの質問と要望があった。健康被害につながるリスクがないと思われる場合の対応でお詫び広告で商品や会社の信頼性が失われるダメージは大であるとして疑問が出された。

アンケートの対象者の所属別人数は、食品輸入業者 17、食品製造業 24、流通業(販売・保管) 5、その他の食品関係事業者 12(生協事業連合、通関業者、食安協、認証・検査機関)、その他の団体 5であった。

輸入食品の検査体制については、輸入届出書の書類審査と、試験検査を行う食品等の振り分け、試験検査の必要があると判断された場合の指導検査・モニタリング検査・検査命令等の試験検査の実施、検疫所が行った輸入食品の試験検査で違反率が最も高い項目は、冷凍食品等の成分規格・清涼飲料水等の製造基準・残留農薬基準・食品添加物基準等の規格基準の不適合で、規格基準の不適合(法第11条違反)が最も高い違反率である理由はコーデックスの努力にかかわらず各国の規格基準の整合性を図ることが難しい現実があることへの理解と認知は高かった。農薬ポジティブリスト制度と輸入食品検査への意見・感想については、

- * 日本の登録検査検閲で一部項目が試験できない状況、* 諸外国のように違反＝流通・販売の禁止という非科学的な措置がなく、
 - * 基準オーバー、即社告回収という流れに基準が本当に人の健康を損なうが疑問であり行政が何らかのコメントを公にすべし、
 - * 一律基準を少しでも超過した場合すべて「廃棄」の考え方が納得できない、
 - * 本来は適正使用を厳格にすべきで結果のみ厳しく規制するのは行き過ぎで国際協調を図り対応すべき、
 - * マスコミが過剰反応しすぎないように行政が常に注意すべき、
 - * 輸出国農薬使用量、休薬期間設定等の情報も各国の規制 HP 追加掲載希望などの意見があった。
- コーデックス関係の情報では、
- * 全体像、翻訳版を入手するのが困難、
 - * 事業者では国際的な動きは常に業界団体等を通じて共有化すべき、
 - * 消費者には丁寧な解説の必要、
 - * 各国の対応状況に関する情報提供を積極的に行う、

- * 国際的にみて日本の対応の位置づけを知ることが有意義、
- * 輸入大国日本は科学ベースで安全性に主眼をおき臨むべき、
- * コーデックスよりも自国の基準が厳しければ自国基準で安全管理し続けることが必要だが国際基準を常に認識すべし、
- * 早く内容を通知し対応を考える、
- * 資本力のある会社しか品質管理に費用をかけられない実情あり、
- * 国内の判断基準が食品衛生法なので今後も直接的には注目されないのでは、
- * 食品業界の意見を十分吸い上げて発言すべき、
- * 従うのみで日本の考え方がよくわからない、
- * 消費者の役割では自国の規制が基本でより「ゆるい」基準の導入に拒絶感があるかもしれないが科学視点を養うことが必要、
- * 消費者に教えるべき消費者団体の方が勉強不足、
- * 知らない人が多く消費者が分かるようにリーフレットを作り配布してほしい
- * 現時点で消費者がコーデックスにつき知る必要性がないのでは？
- * 報道で取上げられた時だけでなく日頃から「食品安全」につきわかりやすく理解を深める努力が必要、
- * 科学的な食品の安全を超えた過度の対応が目立ち行政が軌道修正しなければいつまでも変わらない、
- などがあつた。

(ii) 農薬残留基準の国際的ハーモニゼーションのあり方に関する調査を行い以下の内容をまとめた。

(添付資料II)

- I. 緒言、
- II. わが国におけるポジティブリスト制度導入の経緯と導入後の状況
 1. 制度導入の背景: 食品安全とヒト健康影響への不安の高まり、
 2. 農薬等の暫定基準値設定の経緯、
 3. 導入後の状況、
 4. 暫定基準値の見直し、
- III. 欧州連合における農薬規制と残留基準値の統合
 1. 欧州連合の農業概況、
 2. 欧州連合における既存農薬の再評価、
 3. 欧州食品安全機関における有効成分評価書草案ピアレビュー、
 4. 欧州連合における消費者リスク評価、
 5. 欧州連合域内における残留基準値(MRL)の統合、
 6. EFSAのリスク評価におけるCODEX基準、域外の残留基準の扱い、

7. 欧州連合における今後の残留農薬リスク評価)、
IV. まとめ。

日本と欧州連合では、輸入食材に依存するわが国と、域内ではほぼ自給可能な欧州連合との農薬の残留基準設定におけるインポートトレランス(輸入食品の残留基準)への取組みの違いが際立った。(詳細は添付の調査報告参照)

(iii) 農薬のポジティブリスト制施行をめぐる国内外関係者の反応と動向の調査は以下の内容をまとめた。(添付資料III)

- 1 農薬のポジティブリスト制施行にいたる経緯
1. 輸入食品中の残留農薬の規制への厚生労働省の対応、
2. 厚生労働省ほかによるリスクコミュニケーションの取組み：意見交換会、Q&Aの公表、パブリックコメント収集と対応、解説資料の作成・普及、2生産者・食品販売業者の反応、
- 3 消費者の反応、
- 4 海外の動向、
- 5 今後への課題と展望

につき、28編の資料の整理にもとづいてまとめた。

(iv) 食習慣や文化的な背景と食品安全のリスク認知の違いや、アメリカリスク研究学会における食品安全とリスクコミュニケーションの発表の調査、欧州食品安全庁のコミュニケーション担当官 Dr Anne-Laure Gassin と討議した。

D. 考察

わが国のコーデックス対応では国内対応窓口と食品安全行政担当官庁の違いや担当者の頻繁な交代など制度的な理由による問題がある。しかし欧州先進国の対応のヒアリング結果、および国内の関係者の意見聴取からは、国内への情報提供の方法や国内の関係者の意見の集約と反映について現在でも実施可能な改善の参考が得られている。

農薬のポジティブリスト制施行については食品安全行政上の前進面と同時に実際面での対応におけるさまざまな問題がある。現行法律上では基準値オーバー即回収となっているが、いくらその都度実害はないとのコメントを出しても、このことにより社会がリスクを過度にとらえる傾向を助長していることは否めない。海外での対応を参考に、違反を繰り返す場合に厳罰を課し、健康に被害が及ぶ可能性が考えられない偶発的な事由によると思われる基準値オーバーに対しては柔軟に対応できる体制などの検討が必要と考えられる。

これら成果を参考に最終年度は、具体的に成果を

検証し、国内の国際協調への理解を深めるための取組みを展開する。

E. 結論

分担テーマに沿い、以下を調査しまとめた。(1)各国におけるコーデックス国内対応と国際食品

規格における取組み。(2) 輸入食品の安全確保をめぐる国内関係者の取組

みと要望。(3) 農薬残留基準の欧州連合での対応と国内関係

者の意見。

これら成果を添付の研究発表リストのように公表した。成果を踏まえて最終年度は、国内の関係者の間で、コーデックスなど国際的な食品の安全性評価と管理の枠組みへの理解を推進するため、食品輸入大国であるわが国の立場を的確に国際的な枠組みに反映させる上で必要な枠組みの構築と、関係者からの意見を収集・反映させるあり方について検討する。

具体的には、

- (1) コーデックス資料の翻訳・出版と解説、
- (2) 本研究班のメンバーを中心にした公開のシンポジウムをこれまで協力関係にある NPO 法人 食品保健科学情報協議会、日本リスク研究学会 食の安全とリスク研究部会ほかと協力して、開催する。
引き続き
- (1) リスク評価について国際動向の調査、
- (2) 国内外のリスクコミュニケーションを含むリスク対応のあり方についての調査、
- (3) 国内の食の安全関係者との連携した意見調査と結果の解析を行い、最終的に具体的な提言にまとめ研究成果を活用する。

E. 研究発表

1. 図書・論文発表

(1) 国内 7件

- 1) 関澤 純：食品安全と健康、都市問題研究「都市生活と健康問題」特集, 58(10), 33-44 (2006)
- 2) 関澤 純、田中麻理、上野伸子：食品安全のリスクコミュニケーション手段としてのQ&Aサービスのあり方、日本リスク研究学会講演論文集、第19巻、451-456 (2006)
- 3) 関澤 純：食品安全のリスクアナリシスとは、保健の科学 特集食の情報とリスクを考える、杏林書院 48,5,324-328 (2006)
- 4) 関澤 純：内分泌かく乱化学物質による低用量影響の蓋然性、日本リスク研究学会誌 17(1), 79-84 (2007)
- 5) 関澤 純：内分泌かく乱化学物質による低用量

- 影響の考え方、ホルモンと臨床「内分泌かく乱化学物質のゆくえ」特集号 54(3)、47-52 (2006)
- 6) 関澤 純：「環境ホルモン物質」の低用量影響を考える、四国医学雑誌、(査読有)、62,113-119、(2006)
- 7) 関澤 純：食品安全のリスクアナリシス、国立健康・栄養研究所監修、「健康・栄養食品 アドバイザリースタッフテキストブック第4版」、第一出版、東京、230-247 (2006)
- (2) 海外 2 件
- 8) Ohtawa, H, Sekizawa J., Yamamoto H, Okada Y, Nakano T, Hirai H, Yamamoto S, Yasuno K: Evaluation of Human Health Risks From Exposures to Four Air Pollutants in the Indoor and the Outdoor Environments in Tokushima, and Communication of the Outcomes to the Local People, *J. Risk Res.* (accepted)
- 9) Vermeire T, Munns WR Jr., Sekizawa J. Suter G, Van der Kraak G, : An assessment of Integrated Risk Assessment: *Hum. Ecol. Risk Assess*, 13(2) 339-354 (2007)
2. 学会発表・講演 16 件
- 10) Sekizawa J., Ueno N, Otsubo H, Tsuchida S.: A Comparative Study on Risk Perception/Communication in Food Safety between Japan and Western Countries, Society for Risk Analysis-Europe, 15th Annual Meeting (2006 年 9 月, Ljubljana)
- 11) 関澤 純：食の安全と安心を考える徳島地域健康・医療産業ネットワークフォーラム(2007 年 3 月、徳島)
- 12) 関澤 純：食の安全と安心をどう進めるか、徳島県食品衛生指導員大会(2007 年 2 月、徳島)
- 13) 関澤 純：食品安全とリスクコミュニケーション、日本生協連中央地連学習会(2007 年 2 月、東京)
- 14) 関澤 純：食品安全のリスク評価とリスクコミュニケーション、徳島県公衆衛生獣医師協議会研修会 (2007 年 1 月、徳島)
- 15) 関澤 純：食の安全と安心、徳島市消費生活センター「暮らしの講座」(2006 年 12 月、徳島)
- 16) 関澤 純：食品安全のリスクコミュニケーション、日本食品化学会第 19 回食品化学シンポジウム (2006 年 11 月、大阪)
- 17) 関澤 純：21 世紀社会の新たな課題リスクコミュニケーション、徳島県職員自治研修 2006 年危機管理講座 I (2006 年 11 月、徳島)
- 18) 関澤 純：食の安全と安心を考える、平成 18 年度徳島婦人団体連合会活動発表大会(2006 年 11 月、徳島)
- 19) 関澤 純：健康・栄養食品とリスクアナリシスの考え方、2006 年度栄養情報担当者研修会 (2006 年 10 月、大阪；12 月、岡山)
- 20) 関澤 純：食の安全と健康、徳島大学公開講座、2006 年「LOHAS な徳島」入門講座(2006 年 10 月、徳島)
- 21) 関澤 純：食品安全におけるコミュニケーションとは、平成 18 年 J A 徳島講演会 (2006 年 9 月、徳島)
- 22) 関澤 純：食の安全とリスク、愛媛県医師会南予地区協議会講演会 (2006 年 7 月、西予市)
- 23) 関澤 純：食品安全における効果的なコミュニケーションとは、平成 18 年食品安全行政講習会、(2006 年 5 月、東京)
- 24) 関澤 純：内分泌かく乱化学物質による低用量影響の蓋然性、日本リスク研究学会春季シンポジウム (2006 年 6 月、東京)
- 25) 関澤 純：食の安全と安心を考える、徳島大学公開講座 (2006 年春夏期、秋冬期、徳島)

関澤研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
関澤 純	食品安全のリスクアナリシス	国立健康・栄養研究所 監修	健康・栄養食品 アドバイザー スタッフテキスト ブック第4版	第一出版	東京	2006	230-247

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
関澤 純	食品安全と健康	都市問題研究	58(10)	33-44	2006
関澤 純、田中麻理、 上野伸子	食品安全のリスクコミュニケーション手段としてのQ & Aサービスのあり方	日本リスク研究学会講演論文集	第19巻	451-456	2006
関澤 純	食品安全のリスクアナリシスとは	保健の科学	48(5)	324-328	2006
関澤 純	内分泌かく乱化学物質による低用量影響の蓋然性	日本リスク研究学会誌	17(1)	79-84	2007
関澤 純	内分泌かく乱化学物質による低用量影響の考え方	ホルモンと臨床	54(3)	47-52	2006
関澤 純	「環境ホルモン物質」の低用量影響を考える	四国医学雑誌	62	113-119	2006
Ohtawa H, Sekizawa J, Yamamoto H , Okada Y, Nakano T, Hirai H, Yamamoto S, Yasuno K	Evaluation of Human Health Risks From Exposures to Four Air Pollutants in the Indoor and the Outdoor Environments in Tokushima and Communication of the Outcomes to the Local People	<i>J. Risk Res.</i>			(accepted)
Vermeire T, Munns WRJr., Sekizawa J, Suter G, Van der Kraak G,	An assessment of Integrated Risk Assessment	<i>Hum.Ecol.Risk Assess.</i>	13(2)	339-354	2007

添付資料 I

平成 19 年 3 月 10 日

「食品安全に関わるリスク評価・リスクコミュニケーションの国際比較と運用のあり方に関する研究」の平成 18 年度研究協力報告

1. 趣旨

輸入食品の安全性確保については相変わらず国民の強い関心が寄せられています。食品安全委員会が平成 18 年 6 月に行ったアンケート調査によれば、安全性に不安を感じている理由として、「現実に不合格品が多い。」「自分達で安全性をコントロールできない。」「輸出国での汚染物質、残留農薬、抗菌性物質等の規制実態が不安。」「一つの食品に幾つもの外国産の原材料が使用されており、トレーサビリティが困難。」等が例示されていました。

わが国の食料の約 6 割を海外に依存している状況から、輸入食品の安全性確保に対し国民の強い関心が寄せられていることは理解できますが、輸出入国の両国政府においてはそれぞれが必要とする輸出入食品の安全確保対策を実施しているに違いありません。例えば、本年 7 月の CODEX 総会においては、予めから「食品輸出入・検査認証制度部会」において検討されていた輸入食品の検査と認証のあり方に関する「(リスクに基づく輸入食品検査の原則とガイドライン)」が採択されました。

そこで、この機会に、わが国における輸入食品検査の現状をレビューしかつ今後のあり方などを検討するワークショップを下記 2 のプログラムで開催するとともに、わが国における輸入食品検査及び CODEX に関するアンケート調査を実施することにいたしました。

2. 食科協ワークショップ「輸入食品検査の現状と方向性について」

開会挨拶 林 裕造 (NPO 食科協理事長)

座長 北村 忠夫 (NPO 食科協常任理事)

講演会

CODEX の「リスクに基づく輸入食品検査の原則とガイドライン」及びわが国における輸入食品検査の現状

鶴見和彦 (厚生労働省輸入食品安全対策室室長補佐)

輸入食品の安全確保について

輸入業者の取組み 高井通彰(伊藤忠商事(株)食品安全管理室長)

消費者からの意見、要望 池山恭子(東京消費者団体連絡センター事務局長)

今後の検討課題 森田邦雄(NPO 法人食科協常任理事)

意見交換会

パネラー

鶴見和彦（厚生労働省輸入食品安全対策室室長補佐）

高井通彰(伊藤忠商事(株)食品安全管理室長)

池山恭子(東京消費者団体連絡センター事務局長)

森田邦雄(NPO 法人食科協常任理事)

3. 主な意見交換等

Q 1. 海外の取引先へ情報提供するため「食品衛生規則等に関する英語版情報」の検索方法を知りたい。例えば、食物アレルギー、ポジティブリスト制度等は、厚労省のHPで英語でのキーワード検索は可能か？

A 1. 厚労省発信のHP情報は英語版を出しているが、食品衛生規則等などはジェトロの英語版を利用している。厚労省としても逐次、情報の更新を行ってはいるが個々の通知についてはリアルタイムでの対応が難しく、中々追いつけないのが現状である。

Q 2. 輸入業者の取り組みについて

- ① 海外にある仕入れ先の安全管理体制調査はどの様に実施しているのか？
- ② 「遵法管理」において輸入停止した事例はあるか？

A 2.

- ① 相手先から製造や生産に関わる資格、認証の確認を行っている。当然の事ながら取引開始の前後には製造工場の視察や調査も行っている。そのためには、自社における工場を見る目といったスキル向上の訓練は必須条件となっている。
- ② 自社での直接的な事例はないが、取引開始前の確認において、サプライヤーがリタイアした事例はある。

Q 3. モニタリング検査に関して

- ① 冷凍ウナギ輸入の際、検査項目が「抗生物質等」という表示になっているが、具体的な項目を記載していただけないか？
- ② 平成19年度のポジティブリストのモニタリング検査項目数は何項目程度を予定し、いつ頃から実施の予定なのか？
- ③ 通関時のモニタリングの検査結果が出るまでの日数を1週間くらいに短縮できないか？

A 3.

- ① 冷凍ウナギに関しては、抗生物質等の等は抗菌性物質である。この検査はバイオアッセイ法によるものでスクリーニング的に行っているため、一般的には個々の表示はしないものである。
- ② 平成16年の検体当たりの検査項目を200項目から昨年447項目に増加した。現時点

でこれ以上の増加は困難であるため、項目の増加は考えていない。検査自体は民間の検査機関への業務委託も可能なので、そうした対応も含めて今後の拡充を考えていきたい。

- ③ 行政としては1週間を目処とした指導をおこなっているが、実際の検査は登録検査機関が実施している上、微量の検出があった場合などは再検査が行われる。

Q 3. 違反事例情報の収集について

「輸入食品監視業務HP」を拝見するが、どの国のどの食材にリスクが高いのか等、原産地域の特定期間や、加工工場、集荷地名等の情報開示はできないか？

A 3.

当該HPでは、違反事例を公表し、違反をしないためにはどうすればよいのかを訴求している。過去に一部専門誌にはあるが検出事例を公表した例があるので、今後もそのような方法を検討中である。

Q 4. マスメディアとの関係について

- ① 食品の安全確保に関連する行政、事業者に対する消費者の信頼はマスコミが大きな鍵を握っていると思うが、各々の立場から具体的な対応・対策は予定されているのか？
- ② 講演の中で、「(納豆ダイエット捏造事件) や (白インゲン豆ダイエット事件 等) マスコミから情報入手すると都合のよいことしか使っていないので情報を複数とる必要がある」「消費者団体は情報提供に責任を負っていない事に責任を感じる」との言葉があったが、消費者団体のキーワードは『情報』なのではないか。

A 4.

- 行政のスタンスは正しい情報を速やかに提供することに徹している。特に、風評(被害)の防止にも注意を払っている。
- マスコミに対しては行政の対応と同じであり、自主的な対応としてはCSRレポートによって会社としての安全・安心へのアクションプランや米国穀物のトレーサビリティの説明を行っている。
- マスコミへの対応で必要な事は正しいことを速やかに伝えることは当然として、判らないことは判らないと言う冷静な対応が重要である。マスコミは怒らせて感情的に回答を引き出そうとする手段を使う場合がある。
- 最近、いわゆるフードファリズムにマスコミが便乗し、消費者への混乱を招いている事を心配している。
- フードファリズムについてはマスコミの知識不足、教育不足という問題を感じている。その意味から「食育」のテーマをもっと充実させる社会的環境が必要と考えている。

Q 5. 「もったいない」について先生方のご意見を!!

- ① スーパーで販売した牛肉のタタキから0-157が検出された事件があったが、この際、同じ工場で製造されたローストビーフも数回の検査結果、0-157は不検出であったにも関わらず回収の処置が執られた。もったいない!!
- ② 最近におけるチョコレートについても、再生可能品をも回収後に廃棄するとの話だが、やはりもったいない。

A 5.

○ 昭和50年代頃までは再利用・再生のできるものはその様に行っていたと思うが平成12年・13年頃から過剰な対応が目立って来た。理由として、消費者の反応という問題があるが、たとえば輸入食品においてイクラの事件をみても、検査・分析の結果、問題ないものは再利用販売されている。違反は違反であるから、行政指導に従わざるを得ない現実もあるが、消費者の意識変革も必要かと考える。

○ 回収事件が多いのは消費者の意識が変わらなければというが、私自身も同感するものである。しかし、ルールはルールで守るべきである。検査結果や明確な根拠を添えて問題がない事をオープンにすべきであると思うが、しかし、消費者がそれを納得し購入するかという問題は残るだろう。リスクコミュニケーションのように信頼しあえるための方向が欲しい。

○ お詫び広告を出すことで、その商品や会社への信頼性が失われるダメージは非常に大きいものである。一つの例として、ある製菓業者が見本に使用した（賞味期限切れの）クッキーを2個間違えて販売してしまった。それに対する回収広告を掲載したのだが、本当に健康被害につながるリスクであるのかと疑問を感じる。消費者の理解が必要といえるのではないか。

○ 0-157の食中毒事例とクッキーの期限表示等の問題を同列には論じられないと思うが、廃棄の措置等についてはリスクに応じた対応が必要である。

Q 6. 厚労省等の行政機関から情報提供が積極的に行われるようになり、好ましいことと考えるが、その情報提供は消費者にとってわかりやすいものでなければならない。例えば、水銀の安全性に関するリスクコミュニケーションについて混乱した事例があった。そのためには、ADI、基準値、食品の摂取許容量等の「形式の情報」と同時に、それらの形式の情報を分かり易くした「意味の情報」をQ&Aで提供すべきと考えるがどうか?

A 6.

○ 水銀の問題については私が担当していたが、情報の告知がタイムリーでなかったことは反省しているところである。課題として勉強しているところでもあるので、今後とも適切なご意見をお聞かせ願いたい。

Q 7. 輸入食品の野積みの実態はどの様になっているのか。またどの様な指導をしている

のか？

A 7.

- 埠頭における輸入食品については、各検疫所と都道府県等が連携し、適切な管理・保存を行うよう監視指導するとともに、加工段階においても加工業者を都道府県等が監視指導を行っている。
- この問題については、従前から同じやりとりがあるが、行政の指導も同じである。

4. 輸入食品検査に関するアンケート

別添のアンケートは 16 問についての回答及び意見をお願いしました。
その結果は以下のとおりです。

食科協ワークショップ(2007/2/26)アンケート集計結果

1. 食品安全委員会等における「食の安全に関する消費者のアンケート調査」において、消費者の関心の高い項目として輸入食品が掲げられています。

よく知っている	32名	51%
多少知っている	25名	40%
殆ど知らない	2名	3%
本日のワークショップで知った。	4名	6%

2. 前問で、消費者の関心の高い理由はどれと思いますか

消費者が不安を抱いているから	32名	50.8%
輸入食品の話題がよくマスコミに取上げられるから	23名	36.5%
輸入食品を食べることが多いから	5名	7.9%
その他	3名	4.8%

・ その他を答への感想・ご意見

1. どのような作り方をしているか情報が少ないから。
2. マスコミが騒ぎすぎるから。

3. 食品を輸入しようとする者は、食品衛生法に基づき、その都度、厚生労働省検疫所長に輸入届出書を提出しなければなりません。

よく知っている	47名	74.6%
多少知っている	13名	20.6%
殆ど知らない	0名	0%
本日のワークショップで知った。	3名	4.8%

4. 検疫所の食品衛生監視員はすべての輸入届出書の審査を行い、書類審査の結果、試験検査を行う食品等の貨物と行わない貨物とに振り分けます。試験検査を行わない貨物については次の通関手続きに進むことができます。

よく知っている	43名	68.4%
多少知っている	15名	23.8%
殆ど知らない	3名	4.8%
本日のワークショップで知った。	2名	3.2%

食科協ワークショップ(2007/2/26)アンケート集計結果

5. 書類審査においては、主に、a 食品衛生法に規定される製造基準に適合しているか、b 添加物の使用基準は適切であるか、c 有毒有害物質を含む原材料が含まれていないか、d 過去に衛生上の問題があった製造者・所であるかが審査されます。

よく知っている	37名	58.7%
多少知っている	24名	38.1%
殆ど知らない	0名	0%
本日のワークショップで知った。	2名	3.2%

6. 書類審査によって、試験検査による確認の必要があると判断されたもの（過去に食品衛生違反が多い貨物など）は、指導検査、モニタリング検査、検査命令等の試験検査が実施され、その結果に基づき食品衛生法に適合しているか否かが確認されます。

よく知っている	44名	69.8%
多少知っている	16名	25.4%
殆ど知らない	0名	0%
本日のワークショップで知った。	3名	4.8%

7. 書類審査の後に次の試験検査が行われることがあります。
- a. 指導検査とは、初回輸入時や継続的な輸入を行っている際に、輸入者自らの判断又は検疫所食品衛生監視員の指導によって、輸入者が登録検査機関等へ依頼して行う試験検査のことです。その成績書を添付して輸入手続きを進めることができます。
 - b. モニタリング検査とは、多種多様な輸入食品の衛生上の状況について幅広く監視を行うため、検疫所食品衛生監視員が検体の採取を行い、検疫所において試験検査を行うことです。この場合、試験検査の結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができます。
 - c. 検査命令とは、厚生労働大臣の命令により、輸入者が登録検査機関へ依頼して行う試験検査のことです。登録検査機関はその成績書を検疫所に報告し、検疫所が適法と判断されるまでは輸入手続きを進めることができません。
- これらの試験検査について該当する番号の1つに○印をお付けください。

食料協ワークショップ(2007/2/26)アンケート集計結果

よく知っている	34名	54%
多少知っている	23名	36.5%
殆ど知らない	1名	1.6%
本日のワークショップで知った。	5名	7.9%

8. 審査や試験検査の結果、試験検査が不要と判断された食品等にあつては、検疫所食品衛生監視員によって輸入届出書に届出済の印が押印されますので以後の通関手続きを進めることができます。違反（不合格）と判断された食品等にあつては輸入することができません。違反の内容は、厚生労働省検疫所から輸入者に対し通知されるので、以後の取扱いは厚生労働省検疫所からの指示に従うこととなります。

よく知っている	32名	50.8%
多少知っている	25名	39.7%
殆ど知らない	4名	6.3%
本日のワークショップで知った。	2名	3.2%

9. 食品輸入検査手続きの簡素化・迅速化については、輸入届出書の提出がコンピュータ化（電子情報処理組織化）されたほか、事前届出、計画輸入、外国公的検査機関の検査結果の受入れ、及び輸入食品等事前確認の制度があります。

よく知っている	27名	42.9%
多少知っている	25名	39.7%
殆ど知らない	10名	15.9%
本日のワークショップで知った。	1名	1.6%

10. 厚生労働省は、検疫所における輸入食品の監視指導業務を重点的、効率的かつ効果的に実施するため、毎年度の輸入食品監視指導計画を、その年度開始前までに国民からの意見募集も行ったうえで、作成しています。

よく知っている	25名	39.7%
多少知っている	23名	36.5%
殆ど知らない	13名	20.6%
本日のワークショップで知った。	2名	3.2%

食科協ワークショップ(2007/2/26)アンケート集計結果

- 1 1. 検疫所が行った輸入食品の試験検査において違反率が最も高い項目は、冷凍食品等の成分規格、清涼飲料水等の製造基準、残留農薬基準、食品添加物基準等の「規格基準の不適合（法第 11 条違反）」です。

よく知っている	27 名	43%
多少知っている	26 名	41.2%
殆ど知らない	7 名	11%
本日のワークショップで知った。	3 名	4.8%

- 1 2. 前問にある「規格基準の不適合（法第 11 条違反）」が最も高い違反率である理由は、コーデックスの努力にもかかわらず、各国における食品の規格基準の整合性を図ることが難しい現実があるからです。

よく知っている	25 名	39.7%
多少知っている	26 名	41.3%
殆ど知らない	7 名	11.1%
本日のワークショップで知った。	5 名	7.9%

- 1 3. 国際食品規格（Codex Alimentarius：以下、国際規格とする）についてお尋ねします。該当する番号の 1 つに○印をお付けください。

よく知っている	38 名	60.3%
多少知っている	15 名	23.8%
殆ど知らない	9 名	14.3%
本日のワークショップで知った。	1 名	1.6%

- 1 4. コーデックスの食品輸出入・検査認証制度部会において「リスクに基づく輸入食品の検査のための原則及びガイドライン」が検討されていたことを知っていましたか。

よく知っていた	7 名	11.1%
多少知っていた	27 名	42.9%
殆ど知らない	14 名	22.2%
本日のワークショップで知った。	15 名	23.8%

食料協ワークショップ(2007/2/26)アンケート集計結果

15. ポジティブリスト制度と輸入食品検査についてご意見、ご感想等をお聞かせください。
- ポジティブリスト制度により指定された検査項目を日本の登録検査検閲で一部の項目について試験できない状況があります。その整備に必要性を感じます。
 - 使用できる農薬の基準値は疑問。0.01ppm 基準で 0.02ppm は不合格だが本当に人体に影響があるのでしょうか？検証しないものもあると思う。
 - 取り締まりの仕方、考え方につき、消費者の健康危害という側面で行ってもらいたいものです。森田さんの意見に同感。
 - 諸外国のように、違反＝流通・販売の禁止という非科学的な措置がなくなる様努力していただきたい。
 - 社告等に対する見解、安全宣言を行政からも可能な範囲で出していただきたい。
 - 基準は基準であるが、「違反」となった食品を、実際に食した時、健康危害の程度がどれくらいであるか、評価した上で、廃棄、回収等の決定を下すべきである。添加物も諸外国で広く使用されているものは、安全性に大きな懸念ないことが明らかなものは、早々に日本でも使用できるようにすべき。事業所からの申請で待たずに、行政でも使用状態を把握してどんどん進めてほしい。
 - 違反の確認後、最リスク評価を実施し行政指導すべき。
 - 複雑で対応が困難である。
 - あまり厳格に対応をしすぎていると思う。
 - 現状では仕方がない。
 - ポジティブリスト制度自体が生産管理の為につくられたて思われるが本来と違う目的になっている感じが強い。
 - 食品の種類によって、どの検査項目が必要か？常に新しい情報がほしい。(明確のもの)
 - 基準が本当に人の健康を損なうのかの判断が疑問、だから、オーバ、即社告回収という流れに対し、行政としても何らかのコメントを公にしてほしい。
 - 世界で最もさびしい制度でうけとめている、制度にしては良いが一律基準を少しでも超過したものはすべて「廃棄」の考え方が納得できない。
 - 官民のデータベースの共有化が、可能な仕組みづくりは将来の夢でしょうか？
 - 検査についてはやむをえないと思う。
 - 日本国内と外国で使用している農薬が異なる以上数値だけで管理するのは無理がある。